2024 年 3 月 19 日

附属学校教員（正規職員・保健体育科）の公募について

国立大学法人お茶の水女子大学長
佐々木　泰子
（公印省略）

このたび、お茶の水女子大学附属中学校において、下記の要領により附属学校教員（正規職員・保健体育科）を公募します。ご希望の方は書類を調えて期限内にご提出ください。

記

１．職名及び人員　教諭　1 名
２．所　　属　　国立大学法人お茶の水女子大学附属中学校
３．勤務場所　　国立大学法人お茶の水女子大学
住　　所：東京都文京区大塚 2 丁目 1 番 1 号
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩 7 分
４．教　　科　　保健体育科
５．専門分野　　保健体育科教育全般
６．職務内容　　(1)学習指導、担任等生活指導等の中学校教育全般及び校務分掌等全体事務
(2)保健体育科関係の施設・設備、備品管理等及び教科経営に関する全般
(3)帰国生教育研究及び大学と附属学校園の連携に関わる研究・教育
７．応募資格　　(1)中学校教諭一種(又は専修)免許状(保健体育)、及び高等学校教諭一種(又は専修)免許状(保健体育)を取得している者
(2)中学校保健体育科の教員としての専任経験が３年以上ある方が望ましい
(3)ICT の活用に積極的な方が望ましい
８．採用予定日　2024 年 7 月 1 日以降手続き完了日（任期の定め無し（定年制適用））
試用期間：採用日から 1 年(職務内容、労働条件は同じ)
９．就業時間　　8 時 10 分～16 時 40 分(休憩時間 45 分含む)を基本とし、1 年間の変形労働時間制を適用する。
10．休日・休暇　国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。
休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、その他(12 月 29 日～1 月 3 日)を基本として、別途勤務日及び勤務時間表による。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
11．給　与　　国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。
税金及び福利厚生費（雇用保険料、共済組合掛金）の自己負担分を控除する。
12．諸手当　　国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。
地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、特殊勤務手当及び期末・勤勉手当等
＊ただし、通勤距離が 2ｋｍ未満の場合は通勤手当を支給しない。また採用日が月の中途の場合は通勤手当、住居手当及び扶養手当は翌月から支給する。
13．退職手当　　国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程に基づき支給する。
14．加入保険　　労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
15．雇用主　　国立大学法人お茶の水女子大学長
16．受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
17．提出書類　　(1)履歴書（所定の履歴書フォームを使用すること）
(2)応募資格に関わる全ての教員免許状の写し　（教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写し）
(3)以下のテーマについて、それぞれ A4 判１枚程度にまとめたもの
①お茶の水女子大学の附属校である本校を志望する動機及び着任後に取り組みたい教育実践・研究（大学と附属学校園が連携した研究・教育に対する抱負を含めてまとめること）
②これまでの担当授業（年度・学年・科目・単位数）及び校務分掌一覧（1 枚に収

まりきらない場合は、今年度を含む過去５～10 年程度についてのみ記載）
③これまでの教育実践・研究の概要
(4)授業実践や教科研究等の業績がある場合は、現物、別刷り又は写しを計 3 編まで。ただし、それらがない場合には、卒業研究や修士論文などの概要で代替することができる。
(5)返信用葉書（書類受理通知用、宛先明記のこと）
(6)応募書類返送用封筒（【備考】１参照）
なお、(1)、(2)、(3)は、書式をＡ４判に統一すること。

18. 選考方法　附属学校部に設置する附属学校教員選考委員会が選考を行う。
(1)第１次選考　書類による選考（必要に応じて面接を行う場合があります）
＊選考結果は、４月 16 日（火）頃までに本人宛に通知する。
(2)第２次選考　第１次選考合格者に対してのみ、４月 27 日（土）に面接及び模擬授業による選考を行う。
＊実施の詳細は、第１次選考合格者に、第１次選考結果と併せて通知する。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とする。

19. 提出期限　2024 年４月４日（木）必着

20. 提出方法　封筒表面に「附属中学校保健体育科教員応募書類在中」と朱記し、書留又は簡易書留で郵送のこと。

21. 提出先　〒112-8610 東京都文京区大塚２丁目１番１号
国立大学法人 お茶の水女子大学長　佐々木　泰子 宛

22. 問合せ先　お茶の水女子大学附属中学校 副校長　宗我部 義則
（TEL 03-5978-5862　FAX 03-5978-5863　MAIL sogabe.yoshinori@ocha.ac.jp）

【備考】１．応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報は正当な理由なしに第三者へ提供することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。
２．地方公共団体（公立校）及び私立校の小・中・高等学校を退職し、引き続き本学に採用されることとなった場合、本学での退職手当における在職期間算定には、地方公共団体（公立校）及び私立校での在職期間は通算できません。（その他、公的機関を退職し、引き続き本学に採用されることとなった場合の退職金に関する取扱いは、国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程に定めるところによる。）
３．本学は、次世代育成支援対策推進法（第 13 条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。

「くるみんマーク」

履　歴　書

西暦　　年　　月　　日　　現在

写真を貼る位置

1. 縦 36～40㎜
   横 24～30㎜
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

ふりがな 氏　　名	
生年月日　西暦　　年　　月　　日　（満　　才）	※性別

ふりがな 現住所　〒	電話番号 携帯電話番号
Email アドレス	
ふりがな 連絡先　〒　（現住所以外に連絡を希望する場合に記入）	電話番号

年	月		年	月	学　歴　・　職　歴　（項目別にまとめて記入）
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

年	月	免　許　・　資　格

活動期間					社会活動
年	月		年	月	内容
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

受賞歴				
	年	月	日	内容
有・無				

刑罰・処分歴				
	年	月	日	刑罰・処分の種類とその内容
有・無				

特記事項・本人希望記入欄

本書類に記入した事実は事実に相違なく、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消されることについて了承します。

また、私は、学校教育法第九条に該当していません。

年　　月　　日

氏名（自署）

【記入上の注意】

※年号は西暦で記入する。また、項目を満たしていれば、行数などの体裁は適宜変更可能とする。

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※学歴の欄には、高等学校以降の学歴について全て記入すること。

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。
なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭（＊＊のため)」と記入すること。
（＊＊には求職中、専業主婦/主夫、療養中などの理由を記入する）

※免許・資格の欄には、教員免許に関することは必ず記入すること。

※社会活動の欄には、ボランティア活動やアルバイトなどの経験、委嘱を受けた委員などに関して記入すること。特に記すべきことがない場合は空欄で構わない。

※受賞歴の欄には、全国レベルに相当する催しでの入賞や、国や都道府県による表彰などの有無について「有・無」のどちらかを〇で囲み、「有」の場合は年月とその内容を記入すること。

※刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを〇で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：「児童・生徒等に対するわいせつ行為による懲戒免職処分」「部活動での体罰による減給処分」）を記入すること。

※学校教育法第九第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、
①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間の期間
にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）(抄)

第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者